

組織目標評価報告書（令和4年度）

部局名：

法学部

部局長名：

黒神 直純

目標・取組	目標・取組の達成状況(成果)及び新たに生じた課題等 (部局での検証とそれに対する取組)
<p><b>①教育領域</b></p> <p>1. 入試の実施状況 ○入試選抜のあり方の検討：後期日程廃止後、とくに定員を増加した「総合型入試」の実施方法について検討し、実施する。</p> <p>2. 教育の実施体制 ①法曹プログラムの検証：法曹プログラムで早期卒業しなかった1期生が卒業を迎えることとなるため、プログラムの進捗や効果を検証する。 ②コロナ感染症の状況を見ながら、可能な限り対面重視の方針で授業・試験を行い、学生の学力向上を目指す。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①法務研究科との連携強化：法曹プログラム、および「リーガルライティング演習」等の合同科目を通じて、法務研究科との連携を一層強化させていく。 ②学生の自主的な学習支援：学生サークル「法友会」を通じて、学生の自主的な勉強会や法教育事業の実践など、学生の主体的な学びを促進する。 ③国際的な学生交流：中国（中国政法大学、吉林大学等）や台湾（国立高雄大学等）等との交流を行う。</p>	<p>教育領域における目標・取組の達成状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 入試の実施状況 ○後期日程廃止後の「総合型選抜入試」の実施 事前の高校等への広報も奏功し、<b>3倍をゆうに超す高い倍率</b>を得た。入念な事前準備の成果もあり、新規のペーパーインタビューも実にスムーズに実施することができた。</p> <p>2. 教育の実施体制 ①法曹プログラムの検証 2020年度から開始した<b>法曹プログラム</b>は順調に進行している。法務研究科執行部との度重なる打合わせを行い、学生への説明会等の企画を法務研究科と共同で複数回実施した。昨年度<b>早期卒業しなかった4年生12名も本学法務研究科に進学</b>予定であり、法曹プログラムの効果が顕著に現れている。なお、<b>早期卒業生として1名を輩出</b>（本学法務研究科へ進学）予定である。 ②対面授業の導入 対面授業への移行も、TA等を活用しスムーズに行えた。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①法務研究科との連携強化 「法解釈の基礎」や「リーガルライティング演習」などの科目を法務研究科教員の協力を得て実施した。さらに、「法曹プログラム説明会」、司法試験合格者によるセミナー等の企画を法務研究科と共同で実施することで、学生の基礎学力の向上と法曹を志す学生の掘り起こしを図った。 ②学生の自主的な学習支援 昨年内閣総理大臣表彰を受けた法教育活動の一環である、<b>法友会学生による自主的な学習の支援として</b>、岡山弁護士会や岡山県消費生活センター等の協力のもと、11月19日には「<b>ジュニア・ロースクール岡山</b>」を開催、それ以外に地元中学校での法教育も実施した。そのほか、<b>顕著な社会貢献活動等を行った学生を表彰し「学部長賞」を授与する制度である「法學部長表彰」</b>を年2回（上・下半期）実施した。法学部HPIにおける、受賞の対象となった活動の紹介は、法教育が地域社会・地域活動と密接に関係していることを学生に意識させることにもつながっているといえよう。 ③国際的な学生交流 2022年11月2日には上海の<b>華東政法大学との間で国際交流セミナー</b>（53名参加）を、12月7日には<b>台湾国立高雄大学との国際交流セミナー</b>（51名参加）および<b>12月13日に北京大学との国際交流セミナー</b>（30名参加）を行い、各テーマに沿った活発な議論を通じて、学生間や教員間における相互交流の促進を図った。</p>
<p><b>②研究領域</b></p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有：「研究基盤強化フォーラム」（通称「研究フォーラム」）。構成員全員が参加する研究会で年4回程度開催。）を通じて、学部構成員間の研究交流を実践する。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催：法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、刑事法研究会等の研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①外部資金の獲得に向けた取組み：研究フォーラムにおいて科学研究費等外部資金獲得のための情報を交換する。研究協力課と連携して、科研申請書作成のための講習会を実施する。科研申請書類の添削等も実施する。これらの取組みを通じて、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。 ②国際的な研究交流：台湾国立高雄大学等の協定校との研究交流を実施する。</p>	<p>研究領域における目標・取組の達成状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有 今年度も、2022年6月22日（報告者：李英）、11月30日（山田）、2022年1月25日（大泉）にそれぞれ「<b>研究フォーラム</b>」を開催した。若手教員が最新の研究成果を報告し、参加者で討論した。全学的にも恐らく例を見ない取組（学部全教員参加）であり、<b>構成員間の研究意識向上、研究交流のためにじつに効果的な機会</b>であった。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催 10月15日に、中四国エリアの国公立大学から成る<b>中四国法政学会</b>が開催され、学部長以下多くの学部構成員が参加した。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①外部資金の獲得に向けた取組み 「<b>研究基盤強化フォーラム</b>」を4月27日に開催し、外部資金獲得の方法や、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方について検討した。9月2日には、研究推進委員会科学研究費補助事業部会長の窪木拓男先生を招き、「<b>科研セミナー</b>」を開催し、科研費獲得のための情報交換を行った。また、同セミナー等で教示された方法を実践に移し、科研費申請書類を添削する体制等の整備を行った。さらに、科研費獲得を強く促す方策として、科研採択状況を教授会で全教員名を出して報告し、各自に科研費獲得の重要性を認識してもらおうとともに、科研費申請のない者に対しては研究費10万円をカットした。これらの努力により、ここ2年間は安定した採択率を確保している。 ②国際的な研究交流 12月7日に、協定校である<b>台湾国立高雄大学（簡教授）と研究交流を実施した。</b></p>
<p><b>③社会貢献(診療を含む)領域</b></p> <p>1. 法教育事業を通じた地域との連携：岡山県弁護士会や岡山県消費生活センターとの連携を通じて、「ジュニア・ロースクール」等のイベントや、地元中学・高校への学生派遣による法教育を実施する。</p> <p>2. 地域の自治体の委員等の派遣：地域の自治体や弁護士会等に委員を派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取組む。</p> <p>3. 多文化共生事業を通じた地域との連携：本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、県内に在住する外国人との共生を目指すいわゆる多文化共生について、地元自治体の施策に協力する。</p> <p>4. 高大連携事業の実施：高校への教員派遣や、高校生の大学訪問を通じて、高校生に対して法学部教育（いわゆるリーガル・マインドの涵養）の理解を促進する。</p> <p>5. 生涯学習の支援：公開講座を開催し、地域の生涯学習の支援を行う。</p>	<p>社会貢献(診療を含む)領域における目標・取組の達成状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 法教育事業を通じた地域との連携 岡山県弁護士会や岡山県消費生活センターとの連携を通じて、<b>11月19日開催の「ジュニア・ロースクール」等のイベントや、地元中学・高校への学生派遣による法教育を実施した。</b></p> <p>2. 地域の自治体の委員等の派遣 県庁、市町村、弁護士会その他諸団体への委員の派遣を行った。</p> <p>3. 多文化共生事業を通じた地域との連携 今年度は、昨年度同様本学部教員間で、随時県内に在住する外国人との共生を目指すいわゆる多文化共生について、地元自治体の施策について議論した。</p> <p>4. 高大連携事業の実施 高校への教員派遣（のべ7件）や、高校生の大学訪問（1件）、中学生の大学訪問（1件）を通じて法学部教育の理解を促進した。<b>法学部HP（「学部長の部屋」等）やメルマガ「法学部だより」を通じて常時社会や高等学校等に向けて情報発信に努めた。</b>その他、高大連携事業の一環での講義やオープンキャンパスなどの活動を通じて、地域における法教育事業の推進に寄与した。</p> <p>5. 生涯学習の支援 7月2日に民事訴訟をテーマとした公開講座を実施した。</p>
<p><b>④管理運営領域</b></p> <p>1. 学部構成員の意識改革：本学の客観的状況および本学の基本方針を踏まえた上で、学部のあるべき姿につき教授会等で情報共有し、常に学部構成員の意識向上を図る。とりわけ、ポストコロナに向けた意識を高める。</p> <p>2. 学部人事計画：既定の学部将来構想に基づき、新規採用人事や昇任人事を検討する。具体的には、年度当初に人事委員会を開催し、人事計画につき討議する。</p> <p>3. 教員活動評価基準の検証：昨年度施行された教員活動評価基準が今年度も適切に機能しているかどうかを検証する。</p> <p>4. 大学内外への学部広報の拡充：HP（メルマガ「法学部だより」、学部長の部屋等）やパンフを通じた広報を拡充する。広報課や入試課とも連携する。</p> <p>5. 各種研修実施による意識の向上：教授会等の機会を利用して、ハラスメント、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図る。</p>	<p>管理運営領域における目標・取組の達成状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 学部構成員の意識改革 本学の客観的状況および本学の基本方針を踏まえた上で、学部構成員の意識向上を図った。とりわけ、<b>大学院生獲得の必要性と切迫性につき、種々の意識向上策を講じた結果、念願の定員充足を果たすことができた。</b></p> <p>2. 学部人事計画 既定の学部将来構想に基づき、新規採用人事や昇任人事を検討した。年度当初に人事委員会を開催し人事計画を策定した。<b>理事とのポスト協議に際しては、全学の事情を考慮した上で学部人事計画を練り協議に臨んだ。</b></p> <p>3. 教員活動評価基準の検証 昨年度より一新された教員活動評価システムに沿った学部の基準を用い、適切に運用できた。</p> <p>4. 大学内外への学部広報の拡充 <b>HP（メルマガ「法学部だより」、学部長の部屋等）やパンフを通じた広報を拡充した。広報課や入試課ともうまく連携できた。</b></p> <p>5. 各種研修実施による意識の向上 教授会等の機会を利用して、ハラスメント（2023年1月25日講習会実施）、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図った。</p>

注1) 本様式全体が1ページに収まるよう作成してください。

注2) 自己評価による達成度(5~1)は非公表項目とし、組織目標評価結果を公表する際に消去します。